

太宰府の文化財

447

文化財保護法に定められた計画として認定

— 太宰府市文化財保存活用地域計画 —

令和4年7月22日、本市が作成した「太宰府市文化財保存活用地域計画」が文化庁に認定されました。

これまで、平成28年に「明日の日本を支える観光ビジョン」構想会議（議長：内閣総理大臣）で文化財の一体的活用に向けた提言がなされ、それを受けて平成30年6月に文化財保護法（以下、「保護法」）が改正されました。この改正により、文化財の保存・活用に関して市町村が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実践計画を定める「文化財保存活用地域計画」（以下、「地域計画」）が保護法に明記されました。

この地域計画の特徴は、(1)これまで保護法で対象とする文化財を「有形文化財」「無形文化財」「民俗文化財」「記念物」「文化的景観」「伝統的建築群」の6類型を挙げていましたが、

これらに含まれない未指定の文化財（文化遺産）まで視野を広げたこと。

(2)「文化審議会文化財分科会企画調査会」の提言に基づき、「社会総がかかりで文化財の継承に取り組む」と位置付けたこと。そして(3)実践計画を付記することとしたことです。

こうした動きを受けて、本市ではこれまで数年間をかけて地域計画の作成を進めてきました。このたび文化庁に認定されたことを受け、本市では今後、この地域計画を文化財マスタープランおよび実践計画として、継続的な文化財の保存・活用に取り組んでいきます。

本市の地域計画では、「太宰府市歴史文化基本構想」（平成23年）以来の基本姿勢としてきた官民連携による文化遺産の保護育成をさらに進めることを再確認し、①将来に文化遺産

を「つたえる」②文化遺産への関心を「ひろげる」③文化遺産の保存活用を「ささえる」という3つの方針を掲げています。

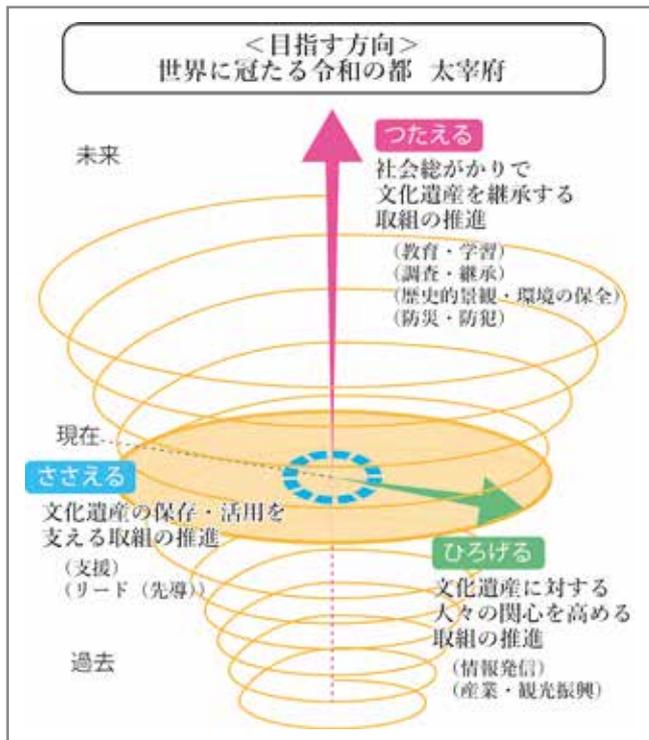
そして、文化遺産を未来へ継承するために直近の10年間で重点的かつ戦略的に行う取り組みとして、(1)特別史跡大宰府跡をはじめとする「大宰府関連史跡群の保存・活用」(2)既に取り組んでいる「太宰府天満宮と門前の保存・活用」(3)ポトムアップ型として取り組んでいる「太宰府市

民遺産の育成」(4)大宰府構想を体現する取り組みである「日本遺産の展開」を挙げています。

さらに「目指す方向」を「世界に冠たる令和の都 太宰府」としました。文化遺産の保護育成を官民連携で進めることで、100年後を目指し、日本のみならず世界でも先駆的な取り組みとしていくという意味が込められています。

文化財課 中島 恒次郎

文化財課 中島 恒次郎



「太宰府市文化財保存活用地域計画」より

※1: 未来の市民へ継承したいと思うモノを「文化遺産」とし、文化財を包括する考えとしています。

